

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆告 示 肥料の生産登録

使用料の額の減額実施

✓鳥取県災害林道復旧事業補助規程

身体障害者福祉法による医師の指定

家畜人工授精講習会の実施

家畜人工授精師免許等

種畜証明書の書換交付

種畜の廃用

土地改良事業計画の縦覧

漁業監督吏員の任命等

◆選管告示 選挙管理委員会の招集

◆公 告 爭議行為の通知公表について

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

番号	肥料の 名 称	含有する成分の最 少量(%)		生産業者
		窒素	磷酸	
鳥取県 二一四	五・四 菜種油 粕粉末	五・四 二・〇	一・〇	住 所 大字新井 横本 町岩美郡岩美 康介
				氏 名

鳥取県告示第五百四十二号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により、同条例第二条に規定する検査料の額を、昭和二十九年十一月十五日から同年十二月十四日までの間次のとおり減額する。

昭和二十九年十一月二日

糞便顯微鏡的検査料

五円

鳥取県告示第五百四十三号

鳥取県災害林道復旧事業補助規程を次のように定める。

昭和二十九年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県災害林道復旧事業補助規程

(目的)

第一条 知事は、災害林道復旧事業を促進するため、災害により被害を受けた林道を復旧しようとする市町村又は森林組合に対し、この規程により予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率)

第二条 前条に規定する補助金は次の補助率で交付する。

一 奥地林道に係るもの 工事費の十分の六、五

二 その他林道に係るもの 工事費の十分の五

(補助金の交付)

第三条 補助金の交付を受けようとするものは、申請書

(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 収支予算書又はこれに準ずるもの

三 その他知事が必要と認める書類

(補助金交付の指令)

第四条 知事は、補助金の交付を適當と認めたときは、指令書を交付する。

(事業計画の変更)

第五条 補助金交付の指令を受け又は受けようとするものが、第三条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第二号)を知事に提出し承認を受けなければならない。

(事業の着手及びしゆん功の届出)

第六条 この規程により補助金の交付指令を受け又は受けようとするものが事業に着手したときは、着手届(様式第三号)を、事業がしゆん功したときはしゆん功

届(様式第四号)を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(報告)

第七条 補助金は、前条のしゆん功届が提出された後実

地検査の上、その経費を査定してこれを交付する。

(補助金の仮払)

第八条 知事は、施行上必要があると認めた場合事業のしゆん功度に相当する補助金の仮払をすることができる。

2 前項の規定による補助金の仮払は工事費三十万円以上であつて、その十分の三以上がしゆん功した場合に限り、補助に相当する額の十分の八以内において次の区分によつてこれを行う。

- 一 三十万円以上五十万円未満 一回
- 一 五十万円以上百万円未満 二回
- 一 百万円以上 三回
- 3 第一項の仮払を受けようとするものは、一部しゆん功届(様式第四号)に補助金仮払請求書(様式第五号)

の事業の施行区域の属する地方事務所長を経由しなければならない。但し、その事業の施行区域が鳥取市、

附則

- 2 1 この規程は、昭和二十九年四月一日から適用する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置
に關する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）
附則第一項で指定する地区において、昭和二十八年六
月から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から
九月までに生じた風水害による林道の災害復旧事業の
事業費に対する補助の比率は、第二条の規定にかかわ
らず十分の九とする。

8 前項の大水害又は風水害によつて必要を生じた災害
復旧事業で災害にかかる林道を原形に復旧すること
を目的とするもののうち一箇所の工事の費用が三万円
以上十万円未満のものについても補助の比率は十分の

九〇

第一册

昭和
年度災害林道復旧事業補助申請書

昭和一年 月〇〇災害による災害林道復旧事業を施行したいから鳥取県災害林道復旧事業補助規程第三条の規定による。〔氏原〕

一 事業計畫書

一 設計書

一位圖

施行主体名

印

7 昭和29年11月2日 火曜日 鳥取県公報 第2663号

昭和29年11月2日 火曜日 鳥取県公報 第2003号

樣式第四號

昭和
年
月
日

昭和 年度災害林道復事業しゅん功届（一部しゅん功）

施行主体名

鳥取県知事 氏名 啓

昭和29年11月2日 火曜日 鳥取県公報 第2563号 6

第2563号 6

模式第二号

年 月 田附受林第男をもつて指令

た〇〇災害林道復旧事業の計画を変更したいから鳥取県
災害林道復旧事業補助規程第五条の規定に基き、別紙闕
係書類を添えて申請します。

施行主体名

11

卷之三

昭和
年度災害林道

名 殿

昭和 年 月 日附受付第号をもつて指令になります。
このことについて次のとおり着手したからお届けします。

1

様式第五号

災害林道復旧事業補助金返払請求書

一金 田也 第回返払金

一金 円也 前回までの受領額

右返払されたく請求します。

昭和 年月日
鳥取県知事 氏名 殿 施行主体名
印

未受領額

これは昭和年月日附受林第号をもつて指令になつた〇〇災害林道復旧事業補助の返払金

昭和年月日
鳥取県知事 氏名 殿 施行主体名
印

鳥取県告示第五百四十五号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条
第二項第二号に規定するめん羊、山羊及び豚の人工授精講習会を次のように実施する。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県知事 西尾愛治

- 一 受講者 牛の人工授精講習会修業試験合格者
二 家畜の種類 めん羊、山羊、豚
三 日程
(めん羊、山羊の部)

昭和29年11月2日 火曜日 鳥取県公報 第2563号 8

00455

第2563号

9 昭和29年11月2日 火曜日 鳥取県公報

日時	午前	午後	科	開催地
(十一月九日 至午後六時)			生殖器解剖	種付の理論
十日	繁殖生理		繁殖生理 発情鑑定実習	山陰子市皆生 習所
十一日	生殖器解剖実習	精虫生理	"	"
十二日	精液精虫検査法	人工授精	"	"
十三日	人工授精	人工授精	"	"
十四日	人工授精実習	人工授精実習	"	"
十五日	人工授精実習	人工授精実習	"	"
十六日	修業試験	修業試験	"	"

(豚の部)

鳥取県告示第五百四十六号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条
及び同法第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許並びに家畜人工授精所の開設を許可した。

指定診療科名 氏名 住所 所年月日
内科 彦坂 良吉 岩美郡岩美町大字浦富 昭和二十九年十月一日
外科 占部 英彦 // 高岡 重信 // 調子 順一 //

昭二十九鳥 友一 ノ ノ 日野郡溝口町 清水保五郎
○号
取一第四

四七号 坂出 ノ ノ 相見 秋常
六三号 大金三 ノ ノ 根雨町 田具 資壽

縦覽期間 满了後十日までに書面をもつて知事に申し立てる。

鳥取県告示第五百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、東伯郡赤崎町から町の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覽に供する。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覽に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覽期間

昭和二十九年十一月三日から同年十一月二十二日まで

三 縦覽の場所 東伯郡赤崎町役場

鳥取県告示第五百五十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第一項及び第五項の規定による漁業監督吏員並びに司法警察員として職務を行う者を次のように任命し解任した。

昭和二十九年七月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 漁業監督吏員

1 任命

番号	氏名	職名	勤務所	任命年月日	備考
一一	伊藤 康夫	技術吏員	水産試験場	昭和二十九年十月二十六日	

2 解任

番号	氏名	職名	勤務所	任命年月日	備考
一一	伊藤 康夫	技術吏員	水産試験場	昭和二十九年十月二十六日	

四 異議の申立

利害関係人に於いて公告に係る決定に對して異議があるときは縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てる。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県選挙管理委員長 上根 政幸

一日時 十一月五日午後一時
二 場所 鳥取市吉方 久松閣
三 付議すべき事件

証票番号	氏名	職名	勤務所	解任年月日	備考
一一	山本 宣夫	技術吏員	水産課	昭和二十九年八月十六日	退職による

1 解任

二 司法警察員

三 公告

日本電気産業労働組合鳥取県支部執行委員長佐々木章久より昭和二十九年十月二十三日附をもつて左記「一項」の事件に關し争議行為を行う旨の通知があつたので次のとおり公告する。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 事件 中國電力株式会社に於ける従業員の資格制度の撤廃要求について

二 日時 昭和二十九年十一月四日午前零時から問題解決に至る間

三 場所 日本電気産業労働組合鳥取県支部所属組合員の從事する全職場

四 爭議種類 停減電スト以外のあらゆるストライキの全部又はその一部

英文タイプライター
東和タイプライター
ブルースタード・計算器

山陰代理店

有限公司 雜賀タイピングライター商會

鳥取県公認 米子タイピングライタースト学院

米子市道笑町二丁目二八番地

電話(米子)一〇二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所